

地方自治法施行令の一部改正について

総務省は、一般競争入札等の参加者の資格要件に関し必要な規定を追加しました。

改正では、一般競争入札の参加を停止することができる場合として、「製造その他の役務を粗雑に行ったとき」と「その他の役務」が追加されました。（別添、新旧対照条文参照）

施行は平成26年11月1日です。

この政令が変更されるにあたり、総務省は広く意見の募集を行い、8件の意見が寄せられ（公社）東京ビルメンテナンス協会からも「その他の役務」を加える改正に賛成の意見書を提出したところでした。

以下は、東京協会が総務省に提出した意見書です。

平成26年10月9日

第167条の四第2項第1号の規定に「その他の役務」を加える改正に賛成します。現在、地方公共団体が所有する建築物の維持管理業務（清掃、設備管理等）の競争入札において、低価格入札が横行しており、粗雑な履行の結果、公共建築物の劣化が進んでおります。

公共建築物の維持管理における適切な品質の確保は、建物の長寿命化、行政サービスの向上をもたらし、結果的に税金の効率的執行につながります。今年6月に施行された改正品確法に工事後の維持管理が加えられましたが、建物維持管理における品質確保は今後極めて重要になると思います。東京におけるビルメンテナンス業界を代表する協会として、建物のよりよい維持管理を行うため、粗雑な履行や不正行為を行った不適格業者の入札参加を一定期間制限すべきと考えています。

改正案	現行
<p>(一般競争入札の参加者の資格)</p> <p>第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。</p> <p>一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者</p> <p>2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p>一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。</p> <p>二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。</p> <p>三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。</p> <p>五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。</p> <p>六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。</p> <p>七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p>	<p>(一般競争入札の参加者の資格)</p> <p>第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。</p> <p>2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p>一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。</p> <p>二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。</p> <p>三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。</p> <p>五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。</p> <p>六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p>